

こども家庭センターについて

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

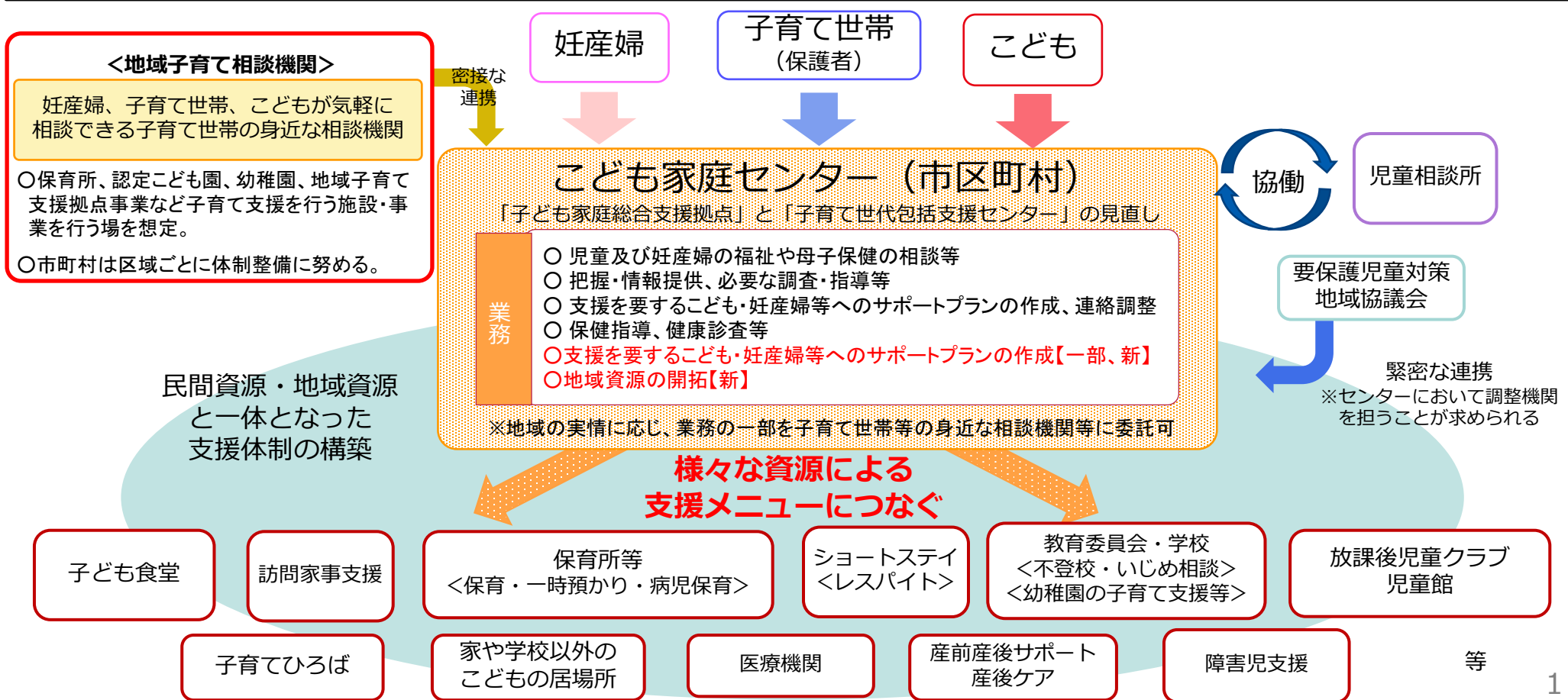
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



こども家庭センターの設置状況

(令和6年5月1日現在・こども家庭庁虐待防止対策課調べ)

1. こども家庭センターの設置状況

	設置済	未設置	計
市区町村数	876か所	865か所	1,741か所
割合	50.3%	49.7%	100.0%
	こども家庭センターか所数		1,015か所

2. 統括支援員の配置状況

	統括支援員の要件 (※)			計
	ア	イ	ウ	
人数	803人	116人	118人	1,037人
割合	77.4%	11.2%	11.4%	100.0%

※ こども家庭センターガイドラインで定める統括支援員の要件（資格）は以下のア、イ、ウのいずれか
 ア) 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者
 イ) 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方（又はいずれか）において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者
 ウ) その他、市町村において上記と同等と認めた者

(注) 統括支援員を1か所に2人以上配置したと回答した市区町村があるため、センターのか所数（1,018か所）と一致しない。

【アの資格別内訳】

統括支援員の資格	保健師	社会福祉士	こども家庭ソーシャルワーカー	助産師	看護師	精神保健福祉士	医師	公認心理師	保育士	教員免許を有する者	その他	合計
人数	626人	74人	0人	0人	8人	1人	0人	7人	53人	20人	14人	803人
割合	78.0%	9.2%	0.0%	0.0%	1.0%	0.1%	0.0%	0.9%	6.6%	2.5%	1.7%	100.0%

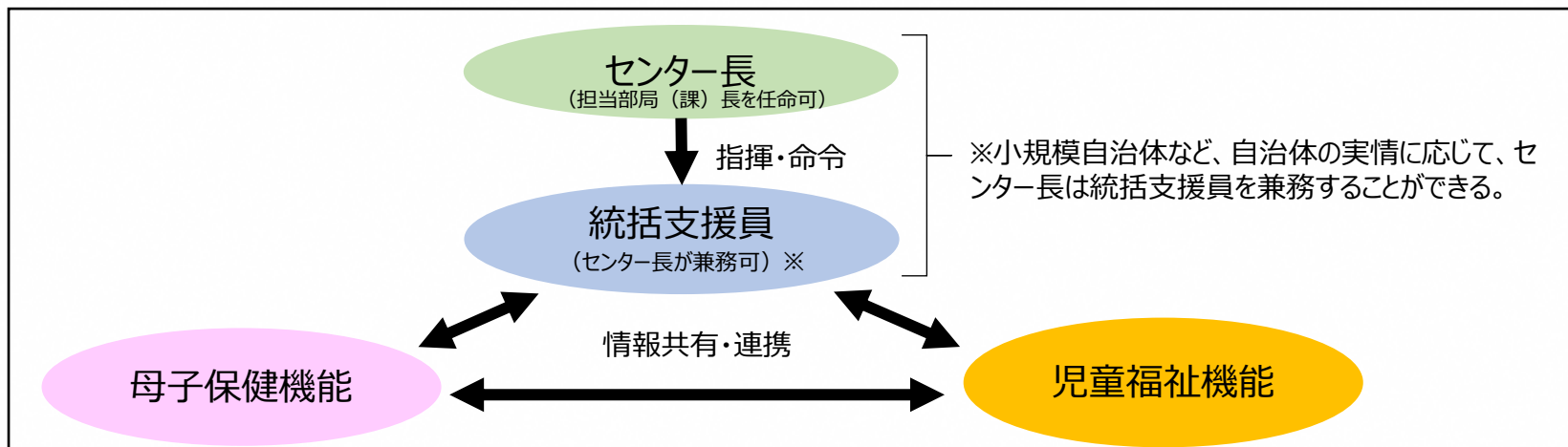
こども家庭センターの要件について

こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。（改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条参照）

【要件】

1. 母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行うこと。
2. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。（※）
3. 母子保健機能及び児童福祉機能における**双方の業務**について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。
4. 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。
5. 当該施設の名称は「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称すること。

（※）…小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができる。



統括支援員の基礎研修の概要

趣旨

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センター設置の意義・業務内容を理解し、統括支援員の役割等について学ぶ。

方法

オンデマンドによるオンライン研修
(子どもの虹情報研修センター・西日本こども研修センターあかしから配信)
(開催時期) 令和6年4月以降配信
(研修時間) 約18時間(90分×12コマ) ※研修修了者に対し、修了証書を発行

「統括支援員」とは

統括支援員の要件は以下のいずれかに該当する者であり、かつ一体的支援に係る基礎研修を受講した者とする。

- ① 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者
- ② 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方(又はいずれか)において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者
- ③ その他、市区町村において上記と同等と認められた者

(統括支援員に求められる資質)

- ・予防からハイリスク支援までの一連の流れを理解していること
- ・支援に活用できる社会資源を熟知していること
- ・支援のモニタリング、評価、見直しに関して一定の判断ができること

役割 (1)

母子保健機能と児童福祉機能を理解し、社会資源を活用した支援のマネジメントや必要な助言ができる。

役割 (2)

母子保健機能と児童福祉機能の双方による支援の一連の流れを理解し、一体的支援を行えるよう調整する。

研修科目

【特徴】

- ・母子保健と児童福祉の事例を通じた実践的な学び
- ・合同ケース会議の運営とサポートプランの作成について詳しく解説
- ・実務者からの報告等と講義を一体的に実施

組織内の連携基盤(統括支援員の役割、組織連携の推進/等)

母子保健の制度・実践(アセスメント手法とニーズ把握/等)

児童福祉の制度・実践(児童虐待対応、こどもへの影響/等)

支援ネットワークの体制構築と社会資源の把握・開拓

関係機関との連携(マクロレベルのマネジメント)

アセスメント・モニタリング・評価・見直しに関する視点

(研修のお申し込みはこちらから)

- ◆ 子どもの虹情報研修センター <https://www.crc-japan.net/>
- ◆ 西日本こども研修センターあかし <https://akashi-nkcc.jp/>

こども家庭センターが担うべき主な役割

- 従前の子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点が果たしてきた機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の**健康保持・増進に関する包括的な支援**、②こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の**福祉に関する包括的な支援**を、切れ目なく、漏れなく提供する
- 妊産婦、こどもやその家庭の**課題・ニーズを、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、合わせることでより深く汲み取る**
- 個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、**家庭支援事業や母子保健サービス、その他の多様なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立てる**
- サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう**関係機関のコーディネート**を行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた**継続的なマネジメントを実施**する
- **地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握**を行うとともに、不足する地域資源については**新たな担い手となり得る者を発掘・育成**し、地域資源のネットワークを形成していくなかで、**既存のサービスや団体とつなげることや、マッチング**をさせていく
- 財政支援等と結びつけること等により**地域資源を開拓し、関係機関間の連携を高める**ことにより、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する
- **こどもの権利や育児方法などについての普及啓発**を地域に向けて行い、子育てしやすい環境を整備する

※こども家庭センターガイドライン [https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7f7be548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/487a437d/20240401_policies_jidougyakutai Revised-Child-Welfare-Act_25.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7f7be548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/487a437d/20240401_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_25.pdf)

【合同ケース会議の協議対象と運営（イメージ）】

母子保健機能における支援が必要な対象者 で合同ケース会議に諮ることが望ましいもの

妊産婦やこどものいる家庭に生じる養育上の問題や保護者の心身の不調等により支援が必要と考えられ、特定妊婦や要保護児童等の段階ではないが児童福祉機能との相互の情報共有や両機能で連携した支援が必要であると考えられる家庭等

児童福祉機能との情報共有・連携が必要となるケース(例)

- ・リスクアセスメントシート※を活用し、合同ケース会議での協議が必要であると考えられる家庭
- ・特定妊婦の可能性が高く、児童福祉機能との協議が必要と考えられる家庭
- ・支援を行っている妊産婦、乳幼児のいる家庭であり、児童福祉機能と連携した支援が必要であると考えられる家庭等

統括支援員の 判断において 共有する 対象者

合同ケース会議において両機能による支援方針を決定し進捗管理を行っている場合、統括支援員自身が開催が望ましいと判断する場合等

児童福祉機能における支援が必要な対象者 で合同ケース会議に諮ることが望ましいもの

新規に受理したケースや、要保護児童対策地域協議会による進行管理中及び終結ケース等のうち、母子保健機能との情報共有や一体的支援が必要であると考えられる家庭等

母子保健機能との情報共有・連携が必要となるケース(例)

- ・新規で相談に来た家庭のうち、母子保健機能との情報共有が必要と考えられる家庭
- ・緊急に支援を要する家庭であるが、早期に母子保健機能との情報共有が必要であり、一体的な支援が効果的であると考えられる家庭
- ・支援を行っている妊産婦、乳幼児のいる家庭であり、母子保健機能と連携した支援が必要であると考えられる家庭
- ・明らかに児童福祉機能の判断で要保護児童および要支援、特定妊婦であると判断し、母子保健機能と連携した支援が必要であると考えられる家庭
- ・要保護児童対策地域協議会での進行管理が終結するケースのうち、母子保健機能への情報提供や継続支援が必要であると考えられる家庭等

両機能で共有すべきケースだと考えた時に統括支援に相談する



母子保健機能職員 統括支援員 児童福祉機能職員

合同ケース会議の開催

合同ケース会議の運営方法や協議事項

- ・統括支援員、母子保健機能の職員（保健師等）、児童福祉機能の職員（こども家庭支援員）等が出席する
- ・各機能のアセスメント情報や、作成中／作成したサポートプランを共有し、参加者で一体的に行う支援について役割分担も含めて検討する
- ・要保護児童／要支援児童／特定妊婦に該当するかの判断や当該家庭への支援方針の検討・決定を行う
- ・両機能による支援方針を検討・決定し、具体的に役割を定めたくうえで、サポートプランの更新などを連携して行う

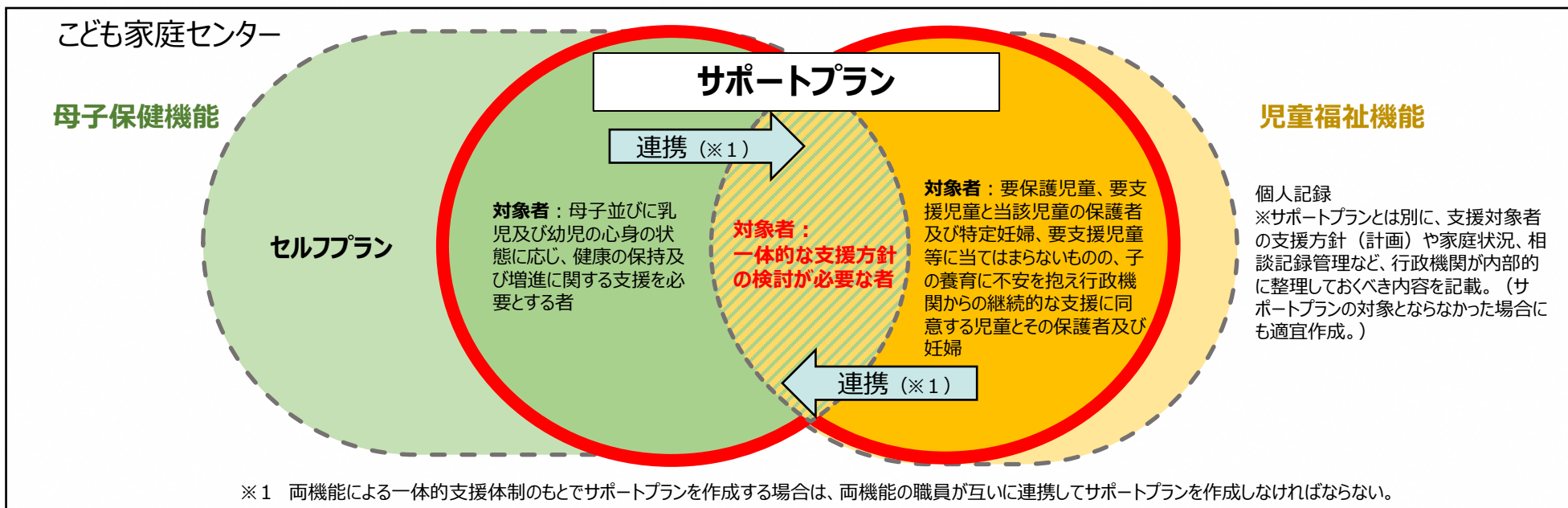
【開催頻度について】

できる限り定例化されることが望ましいが、必要に応じて定例化した日以外にも随時開催することもあり得る。

サポートプランについて

【サポートプランと他の文書との関係性等】

- ・ **母子保健機能のサポートプランの対象者**は、従来より子育て世代包括支援センターで作成してきたこれまで「**支援プラン**」の作成対象者と同様である。
- ・ 一方、**児童福祉機能のサポートプランの対象者**は要支援児童等のみではなく、行政からの支援・サポートプランの作成を強く希望する者等も対象となり、より幅広い **家庭が対象**。
- ・ 両機能が連携した一体的支援体制のもとでサポートプランを作成すべきケースでは、合同ケース会議等で両機能が協議する等により、両機能のそれぞれのサポートプランに統括支援員の下での一体的な支援方針を反映させることを想定しているが、**両機能間で合意が図られる場合は、一体的な作成がしやすいよう共通様式を 作成し運用することが望ましい。**



市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童(※1)は約23万人、特定妊婦(※2)は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が**利用勧奨・措置を実施**する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する**情報の提供、家事・養育に関する援助**等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**子どもの発達の状況等に応じた支援**を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ（ペアレントトレーニング）等

子育て短期支援事業

- **保護者が子どもと共に入所・利用可能**とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（**レスパイト利用**など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

皆さまへのお願い

こども家庭センターの要となる「**統括支援員**」など、**センター運営の中核を担う保健師の皆さま**には、虐待の予防から子育てに困難を抱える家庭への支援を、切れ目なく、漏れなく、効果的に実施するため、

- **センターにおける母子保健と児童福祉の連携・協働の深化**
- **支援対象となる妊産婦・こども等とのパートナーシップを土台としたサポートプランの作成とそれに基づく支援**
- **地域の支援団体や関係機関との協力関係の構築や新たな地域資源の開拓**

などに主導的役割を果たしていただくよう、お力添えをお願いいたします。